

引越しシーズンに伴い住所変更などの手続きの受付時間を延長します

住民課 ☎823-9205 823-9627

期 間◆3月28日(日)～4月1日(休)

時 間◆平 日：17時15分～19時

日曜日：8時30分～12時30分

引越しシーズンである年度末・年度始めに、住所変更に伴う手続きなどのために、役場窓口の受け付け時間を延長します。

手続きに必要な書類など、不明な点は、事前に電話などで問い合わせてください。

手続き内容によっては、書類の預かりのみとなる場合や、再度お越しいただく場合もあります。また、住民異動に伴うその他の手続き（健康保険など）はできません。

延長して受け付けを行う窓口業務

取り扱い業務	窓口
住民異動（転入・転出・転居）届の受付 各種証明書（住民票等）の発行 印鑑登録の受付・印鑑登録証明書の発行 マイナンバーカードの申請・交付・更新 マイナポイントの予約・申込支援 旅券（パスポート）の申請受付・交付	住民課 (役場1階) 823-9205

※印鑑登録は、写真付き身分証明書（運転免許証など）を持参できない場合、即日登録はできません。

※旅券の申請受け付けは町内者に限ります。

マイナンバーカードらくらく申請

住民課 ☎823-9205

823-9627

顔写真撮影からインターネットを経由しての申請まで、役場窓口で行います。写真をご自身で用意する必要がないため、手軽に申請できます。この機会に、ぜひ、マイナンバーカードを作成してください。

◆申請できる人（次の全てに当てはまる人）

- ・海田町に住民登録がある人
- ・まだマイナンバーカードを申請していない人
- ・申請後2カ月以内に転居・転出予定がない人

◆申請から受け取りまでの流れ

- ①本人確認書類（免許証や保険証）、個人番号カード交付申請書（所有している人のみ）を持参し、住民課（役場1階）に来てください。

- ②住民課の窓口で写真撮影を行い、そのままインター

ネット経由で申請します。

- ③1～2カ月後、カード完成のお知らせを送りますので、本人が受け取りに来てください。

※なお、次のものを用意していただいた場合、マイナンバーカードの受け取り時の来庁が不要となり、カードを直接自宅まで送ります。

1. 運転免許証や住民基本台帳カードなど、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類
2. 通知カード（持っている人のみ）
3. 住民基本台帳カード（持っている人のみ）

（その他、申請時に、カードの暗証番号を決めていただきます）



マイナンバーカード申請用紙を送付します

QRコードを利用してスマートフォンで簡単に申請できます！

地方公共団体情報システム機構から、マイナンバーカードをまだ申請していない人に4月ごろまでに申請用紙が、郵便番号順に送付されます。

- ・申請用紙は、住民課（役場1階）でも発行できます。

※すでに申請用紙が送付されている次の人には、送付されません。

- ・後期高齢者広域連合や出入国在留管理局などから、すでに申請用紙が送付されている人
- ・令和2年中に生まれた人や国外から転入した人で、個人番号通知書または通知カードが送付されている人
- ・在留期間の定めのある外国人住民の人

マイナポイントの対象期間が延長されます

マイナポイントの対象期間が次の条件を両方満たしている場合に限り、9月末までに延長されます。

- ①マイナンバーカードを3月末までに申請している。

- ②マイナポイントの申し込みを行い、9月末までにチャージまたはお買い物。

※予算などの状況により変更となる場合があります。

※申し込みは延長分も合わせて1人につき1回のみです。

問い合わせ◆マイナンバーカード総合フリーダイヤル
0120-95-0178

マイナちゃんからの
お知らせ

